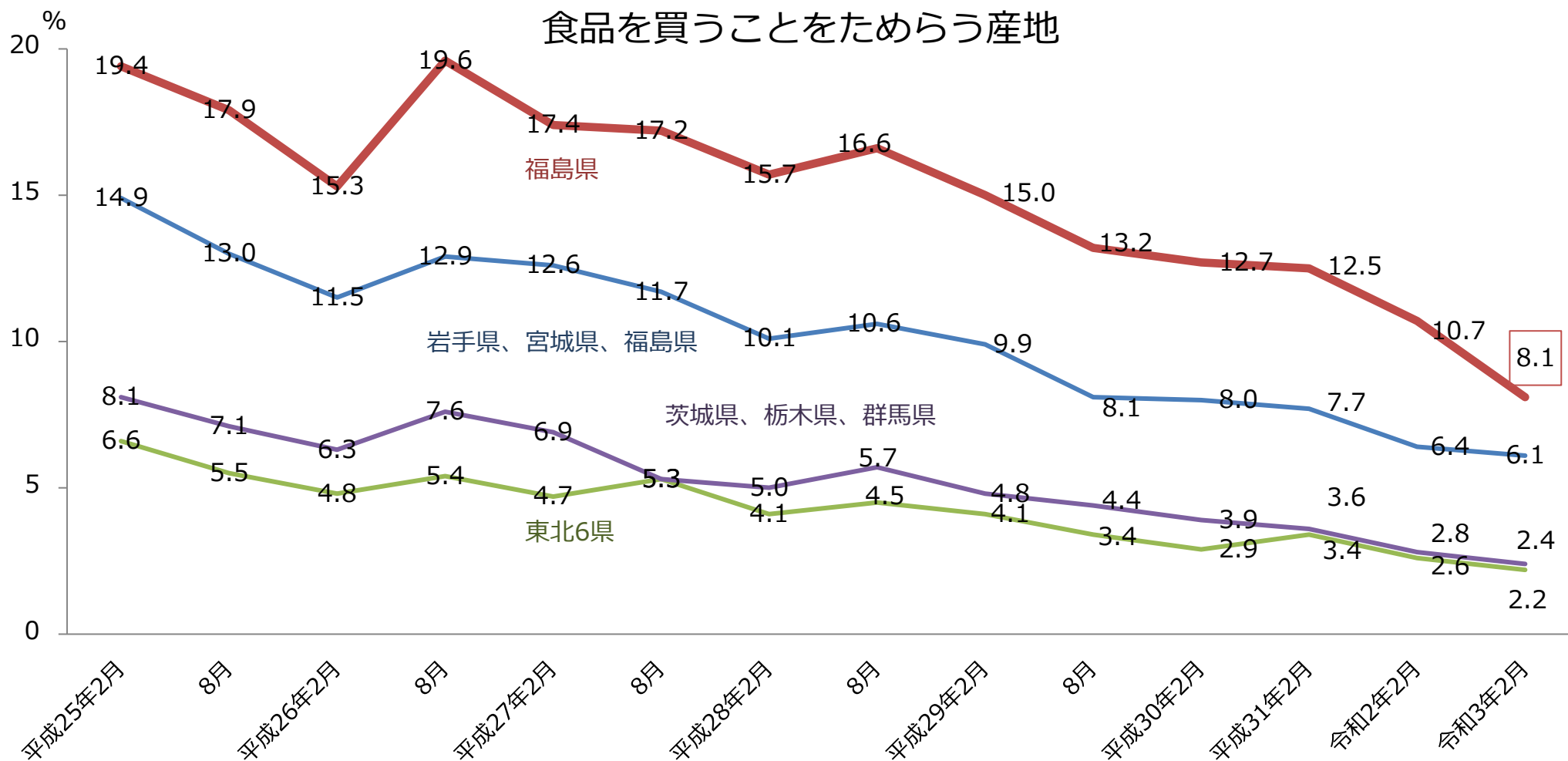


⑤原子力災害からの復旧・復興 (風評対策)

食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者は減少傾向にあるが、一定程度存在している。
福島県産の食品については、これまでで最小の8.1%となっている。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

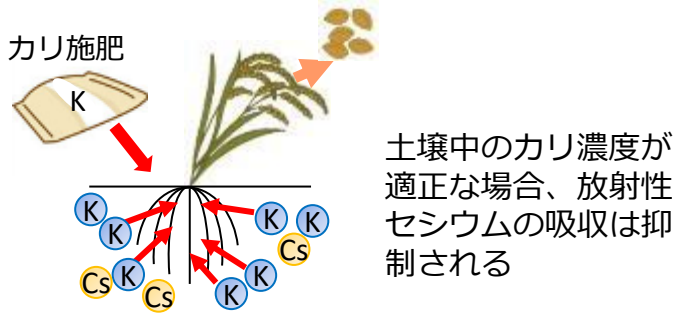
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ

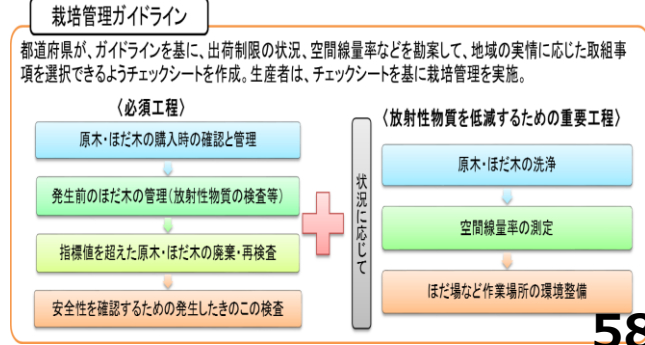
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、平成30年以降基準値超過はなし。
きのこ・山菜類、一部の水産物では、基準値を超過したものがみられるが、超過割合、点数ともに減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果注1（17都県注2）（令和3年3月31日現在）

品 目	平成30年度 基準値 超過割合注4	令和元年度注4		令和2年度(令和3年3月31日現在)注4		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和2年度 (令和元年度)
農 畜 産 物	米	0 %	0% 0 (949万)	0 %	0 (321,558)	—
	麦	0 %	0% 0 (172)	0 %	0 (114)	—
	豆 類	0 %	0% 0 (149)	0 %	0 (119)	—
	野 菜 類	0 %	0% 0 (5,349)	0 %	0 (4,199)	—
	果 実 類	0 %	0% 0 (1,052)	0 %	0 (891)	—
	茶注5	0 %	0% 0 (38)	0 %	0 (16)	—
	その他 地域特産物	0 %	0% 0 (183)	0 %	0 (152)	—
	原 乳	0 %	0% 0 (505)	0 %	0 (273)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0% 0 (202,303)	0 %	0 (20,104)	—
きのこ・山菜類注6		1.8 %	1.5 % 90 (6,034)	1.4 %	84 (5,977)	コシアブラ、タケノコ等22品目 〈コシアブラ、タケノコ等6品目〉
水 産 物		0.04 %	0.05 % 6 (12,891)	0.02 %	2 (10,984)	クロソイ、イワナ 〈イワナ、ヤマメ〉
農林水産物計		0.001 %	0.001 % 96 (972万)	0.024 %	86 (364,395)	平成30年度検査点数：949万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という）に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査（出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む）のものを一部含む。

(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

(注6) きんのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

	知ってもらう	食べてもらう	来てもらう
対象	①児童生徒、教育関係者 ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売、流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人、外国プレス ④在留外国人、海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項と健康影響 ②食品と飲料水の安全性 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等
具体的施策	①放射線副読本の改訂 ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等	①福島県産品の販売場所の情報発信 ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等	①福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進 ②東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

農林水産物の風評払拭のためには、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。農林水産省は、食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での放射性物質低減のための取組等を、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携しながら、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信を行っているところ。

食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会等の開催

意見交換会



親子参加型イベント



最近の開催状況

開催日	開催場所
平成30年7月26日	東京都江東区※
8月 2日	大阪府大阪市※
8月10日	宮城県仙台市※
11月12日	東京都千代田区
11月15日	静岡県静岡市
11月22日	大阪府大阪市
11月28日	沖縄県那覇市
令和元年7月25日	京都府京都市※
8月 1日	東京都大田区※
8月10日	宮城県仙台市※
10月21日	宮城県仙台市
11月 8日	福岡県福岡市
11月22日	京都府京都市
11月27日	東京都中央区
令和2年11月6日	滋賀県大津市（大学生対象）
12月9日	東京都世田谷区（大学生対象）
12月21日	親子向け学習教材WEB配信
令和3年3月1日	一般向けWEBコンテンツ公開

※親子参加型イベントに出展 大学生対象はリモート形式の講義

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 1,683 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,297 件
社内食堂等での食材利用： 282 件
(平成23年4月～令和3年6月末までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得件数＞（令和3年3月末時点・福島県調べ）
357件（GLOBALG.A.P. 28件、ASIAGAP 9件、JGAP 190件、FGAP 130件）
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。421名がJGAP指導員資格を取得（令和3年3月末時点）
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



指導員によるGAPの現場指導の実施



流通事業者等に対するGAP認証農産物の紹介
（ふくしまプライド。食材博）

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、21件が認証審査を受審（令和3年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

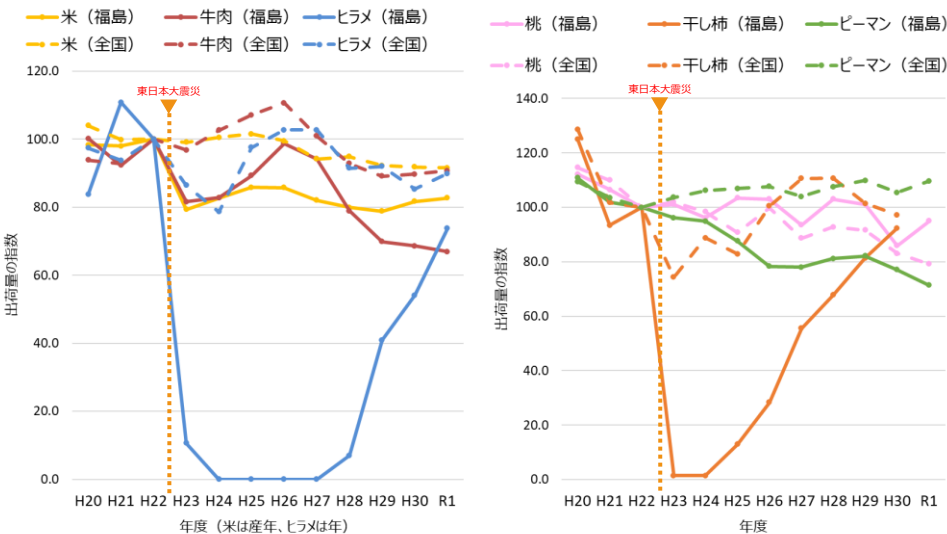
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の調査
- 重点6品目を含む25品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

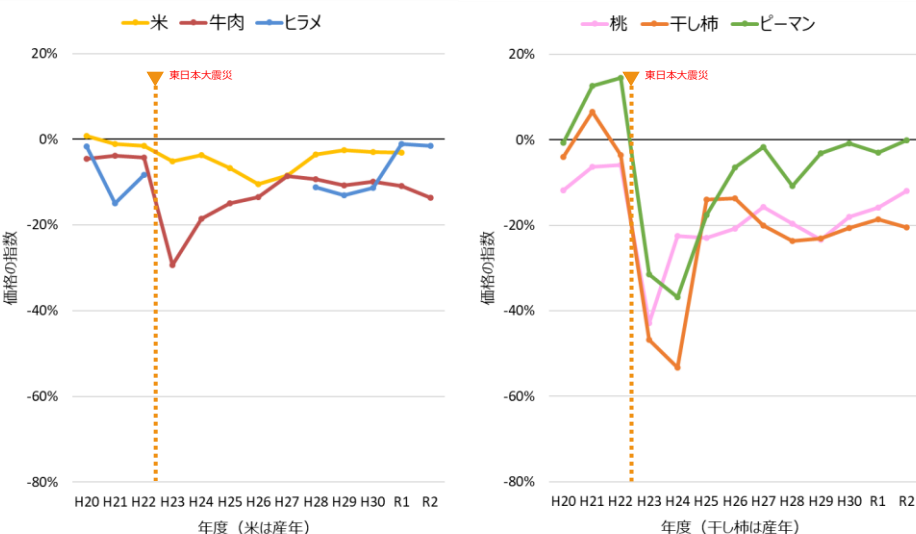
調査結果

- 震災前と比べると、米、牛肉等の重点6品目の出荷量は依然回復していない。
- 福島県産品と全国平均の価格差は徐々に縮小しているが、一部の品目では全国平均価格を下回っている。

福島県産品の出荷量の推移
(H22を100とした値)



福島県産品と全国平均の価格差の推移



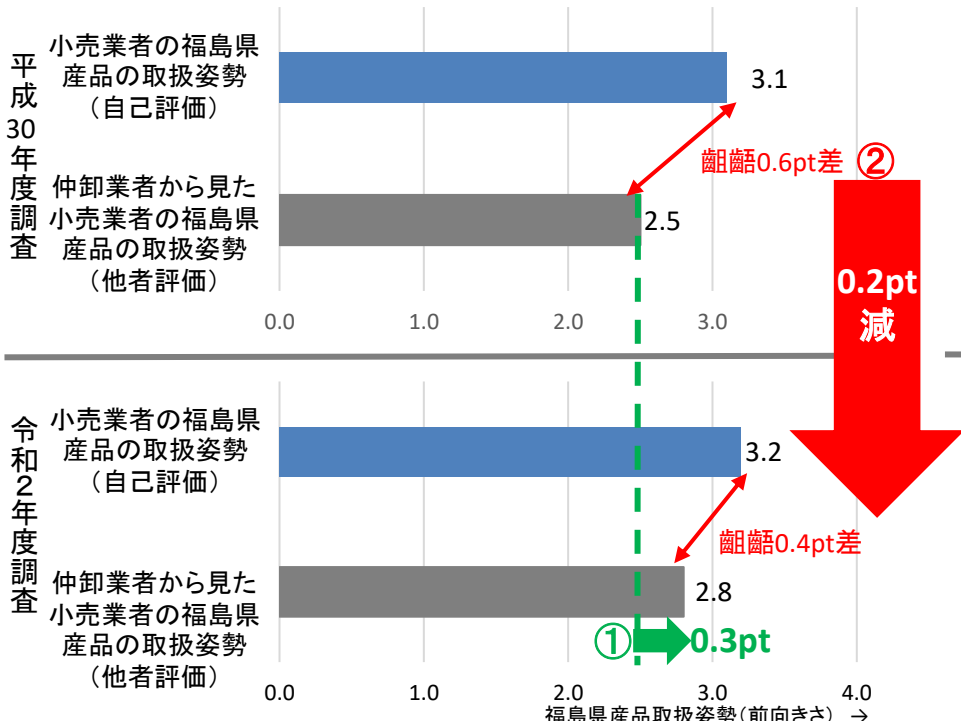
令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

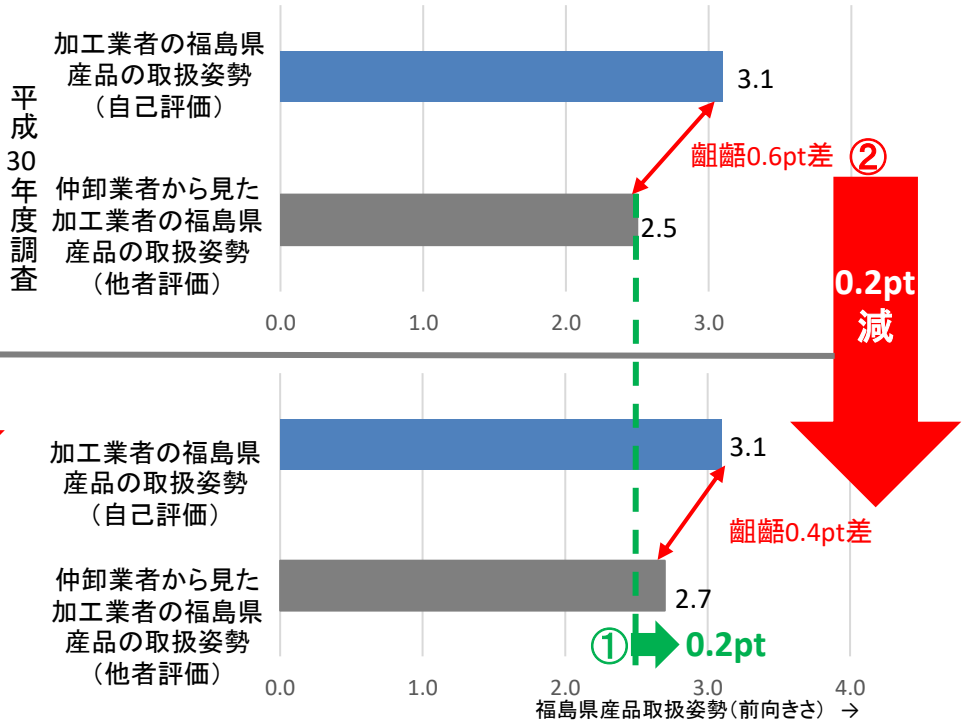
福島県産品に対する納入業者と納入先の認識の齟齬は、平成30年度調査と比べてやや改善傾向にある。

- 平成30年度調査では、納入業者（仲卸業者など）は、納入先の福島県産品の取扱意向を実態よりネガティブに認識していることが分かった。このことについて、国から流通業者等に対して認識の齟齬の是正に関する指導・助言通知を発出し周知を行った。
- 令和2年度調査では、平成30年度と比べ仲卸業者において、その納入先の福島県産品の取扱意向についての評価がやや前向きとなった（図中①）。その結果、認識の齟齬の程度はやや緩和された（図中②）。

仲卸業者と小売業者の認識の齟齬



仲卸業者と加工業者の認識の齟齬



※「5: 前向き」「4: やや前向き」「3: どちらともいえない」「2: やや後向き」「1: 後向き」の5段階評価の平均値。

令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果③

ポイント

福島県産品と価格差が生じている背景は品目によって異なり、それぞれの背景に応じた取組が必要。

- 事業者ヒアリング調査の結果、福島県産品と他県産品の価格差の固定化の要因には、小売業者等が福島県産品の取り扱いを避けることやマーケティングの課題も指摘された。

流通先の限定	水産物を取り扱う流通事業者から「未だに福島県産品を取り扱わない小売業者等が残り、流通先が限定される」との意見があった。
実需者の仕入先変更	青果を取り扱う流通事業者等から「震災直後に実需者が福島県以外に仕入先を変更し、その取引関係が固定化している（他産地の顧客対応の結果でもある）」との問題提起があった。
マーケティングの課題	青果や牛肉を取り扱う流通事業者から「震災後にブランディングや商品開発において遅れ、震災前からのマーケティングの課題が拡大している」との問題提起があった。
外部要因	- 消費者のライフスタイルや世帯構成、人口動態等が変化しており対応が必要 - 他産地で輸送の改善や実需者対応が進み、競合相手が強化されている。

福島県産品と他県産品の価格差の固定化

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 国内量販店等における販売促進、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和2年度売上額33億円を達成。
- ◆ 令和2年度の輸出量は、新型コロナウイルスの影響に伴い減少したものの、米・桃を中心に実施し、過去2番目の実績。

令和2年度販売促進対策の実績

- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置(258店舗)
 - ・販売フェアの開催(675店舗)
 - ・食材商談会の開催(1回)
 - ・バイヤーツアーの実施(5回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進(令和2年度売上額33億円、前年度比約1.3倍)
- ・新規出展者向けスキルアップセミナーを開催(42回、延べ557社)
- 本格販売に向けた「**福、笑い**」のプレデビューイベントの実施
- 福島県内の市町村や民間団体等が行う販売促進活動を支援(延べ158団体)
- テレビやウェブを通じた情報発信や情報誌への掲載

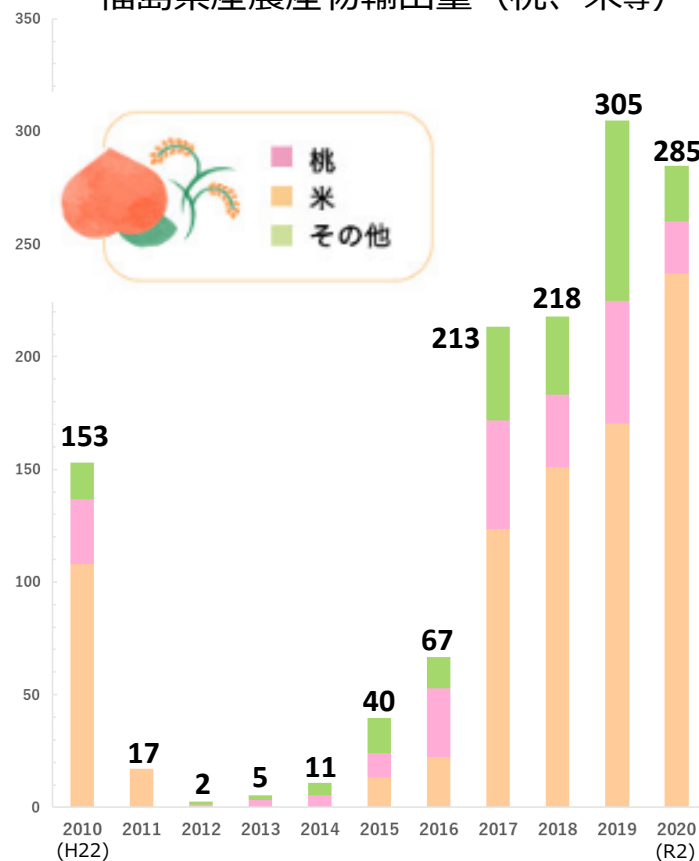


福島牛の販売フェア



食材商談会の開催

福島県産農産物輸出量（桃、米等）



出典：福島県県産品振興戦略課

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

積極的なマーケティングの展開②

- ◆福島県産新ブランド米「福、笑い」のブランド力を確立させるとともに、既存ブランド米の活用を促進させることで県産米全体の需要拡大を図る。
- ◆福島牛の再生に向けて流通から消費に至る各段階へ働きかけを実施。
- ◆海外販路拡大に向けて、海外の量販店等でフェア等を開催。
- ◆商談会やバイヤーツアーは多数の事業者に参加してもらうための取組を展開
- ◆水産物では、「常磐もの」のブランド力を活かして販路を拡大。

令和3年度に強化する販売促進対策

- **新ブランド米「福、笑い」**について、デビューイベント等の実施により消費者や販売店の認知を高めつつ、コミュニケーションを図りながら本格販売を展開
- 「天のつぶ」などの既存ブランド米は、「がんばろうふくしま！」応援店加盟店での活用促進や「おいしいふくしまいただきますキャンペーン」の実施により**県産米全体の需要拡大**を目指す
- 福島牛については、卸売業者との意見交換会、展示会等での小売業者等への売り込み、消費者向けの農場見学や料理教室等の実施により**流通から消費まで各段階へ働きかけることでブランド力を再生**
- 福島県産品の海外販路拡大に向けて、安全性や魅力をPRするフェアや情報発信を実施
- 商談会やバイヤーツアーは**オンラインも併用することで多数の事業者に働きかけ**を実施
- 試験操業が終了し、本格操業への移行期間となった**福島県沖で漁獲される「常磐もの」の販売促進**



新ブランド米「福、笑い」



展示会（牛肉）



海外でのフェア



バイヤーツアーの実施



「福島鮮魚便」コーナー

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、40の国・地域で輸入規制を撤廃、14の国・地域で輸入規制を継続）。（2021年5月28日現在）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	40	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル、シンガポール
		6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	輸入規制を継続して措置	8	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア
54	14		

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。
注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
"	UAE（野生鳥獣肉を除く）
2021年1月	イスラエル
5月	シンガポール

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 （福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外 等）
2020年1月	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の加工食品）→不要に
5月	インドネシア	・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の農産物）→不要に
2021年1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用の工サ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。輸入規制の早期撤廃に向けて、世界的な新型コロナ拡大の状況にあっても、相手国の事情に応じ、テレビ会議、電話やメールも活用しながら、様々なレベルで規制撤廃に向けた働き掛けを実施。

国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,061億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,639億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
米国	1,188億円 3位	日本国内で出荷制限措置がとられている県	日本国内で出荷制限措置がとられている品目 (例：福島県産の米)
台湾	976億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	411億円 6位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
マカオ	24億円 25位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注1：2021年4月1日現在。輸出額・順位は2020年確々報値。
注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和3年1月31日までに、約9,837億円の請求に対し、約9,457億円を支払い（96%）※。

※令和3年3月1日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出